

富山県済生会高岡病院正面駐車場内車両誘導業務委託契約書

富山県済生会高岡病院（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、富山県済生会高岡病院における正面駐車場内車両誘導業務の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者は、正面駐車場内車両誘導業務等（以下「委託業務」という。）の実施を受託者に委託し、受託者は、これを受託する。

2 受託業務の内容は、別紙1「富山県済生会高岡病院正面駐車場内車両誘導業務仕様書」のとおりとし、受託者は、これを遵守しなければならない。

（委託の期間）

第2条 この契約の期間は、平成31年4月1日から平成33年3月31日までとする。

（委託料）

第3条 委託者は委託業務に係る委託料を受託者に支払うものとする。委託料は、別紙2に定める警備員1名当たりの時間単価に勤務時間を乗じて得た額に消費税相当額を加算した金額とする。

2 受託者は、毎月の最終日に当該月分の業務完了報告書を委託者に提出するものとし、委託者の検査を受けた後に、委託者の指定する方法により、当該月の委託料を翌月の8日までに委託者に請求するものとする。

3 委託者は、受託者から委託料の請求があったときは、適正な請求書を受理した月の翌月末までに、受託者に支払うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第4条 受託者は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（再委託の禁止）

第5条 受託者は、委託業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（報告の徴収等）

第6条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者に対し、委託業務の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

（事情変更）

第7条 委託者は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、委託者と受託

者が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(委託業務の確認検査)

第8条 受託者は、委託期間中の毎日、委託業務が終了したときは、委託者に届け出てその検査を受けなければならない。

2 前項の検査により手直しを命ぜられたときは、必要な措置を講じたうえ、終了後に再検査を受けなければならない。

(業務従事者)

第9条 受託者は、委託業務に必要な業務従事者を確保するとともに、その名簿及び勤務計画を委託者に提出し、常に委託業務に従事する者を明確にしておかなければならない。

2 従事する者の交代のあった場合も同様とする。

3 従事する者は、作業従事中、警備業法に基づく服装及び名札を着用し受託者の従業員であることを明瞭にすること。

4 委託者は、業務従事者のうち不適格者があると認めるときは、その旨を受託者に通知して業務従事者の交代を申し出ることができる。この場合、受託者は、実情を調査のうえ、委託者の申し出が正当と認めるときは速やかに業務従事者の交代を行うものとする。

(統括責任者の選任)

第10条 受託者は、委託業務を指揮監督するための統括責任者を定め、これを書面により委託者に届け出なければならない。統括責任者を変更するときは、受託者は委託者に事前に協議し、書面により委託者に届け出なければならない。

(施設の利用)

第11条 委託者は、受託者に対し、委託業務に必要とする病院内の施設を使用させるものとする。

2 受託者は、使用する施設については、善良なる管理者の注意をもって維持しなければならない。

3 受託者は、使用する施設に修理等の必要が生じたときは、委託者に申し出るものとし、委託者がその必要性を認めたときは、委託者の責任において修理等を行うものとする。ただし、修理等が必要となった理由が、受託者の責めによるものである場合は、受託者の責任において修理等を行うものとする。

4 受託者は、当該職場の秩序を守り、火災予防、労働安全衛生の向上に努めなければならない。

(用具等の準備)

第12条 業務に使用する機械器具及び資材等は、受託者が準備する。

(契約の解除)

第13条 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に対し、委託業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又はこの契約を解除することができる。

(1) この契約条項に違反したとき。

- (2) 違法、不正若しくは不当な行為があったとき、又は委託者の信用を著しく失墜したとき。
- (3) 委託業務を遂行することが困難であると委託者が認めたとき、又は委託業務を継続する意思がないものと委託者が認めたとき。
- (4) 受託者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 取締役等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
 - エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者で構成されていると認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者と認められるとき。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けたと認められるとき。
- (8) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (9) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (10) 受託者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条による刑が確定したとき。

（違約金及び損害賠償）

第14条 受託者は、第13条の規定によりこの契約が解除されたときは、委託者に契約金額の10分の1に相当する違約金を支払わなければならない。

2 受託者は、前項の場合において委託者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

(賠償責任保険)

第 15 条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受託者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、委託者が負担するものとする。

2 受託者は、第 1 項に係る損害の賠償を担保する賠償責任保険に、業務委託契約期間を通して加入し、無保険期間が生じないようにしなければならない。

3 受託者は、第 2 項に係る賠償責任保険に加入していることを証する書面の写しを、業務委託契約時に委託者に提出しなければならない。業務委託契約期間中に当該賠償責任保険契約を更新した場合も同様とする。

(業務の引継ぎ等)

第 16 条 この契約が終了し、又はこの契約の全部若しくは一部を解除した場合において、受託者は、委託者及び委託者が指定する者が委託業務を引き継いで実施するために必要な措置を講じ、支援するものとする。

2 前項に規定する必要な措置及び支援の具体的な内容は、委託者及び委託者の指定する者と受託者で協議の上、定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 受託者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、別紙 3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成31年 3月 31日

委託者 富山県高岡市二塚387-1
社会福祉法人^{恩賜}財団_{財団}济生会
富山県济生会高岡病院
院長 野田 八嗣

受託者

富山県済生会高岡病院正面駐車場内車両誘導業務仕様書

- 1 品 目 富山県済生会高岡病院正面駐車場内車両誘導業務
- 2 目 的 富山県済生会高岡病院（以下「甲」という。）の正面駐車場が安全で有効に活用されるよう、来院者と車両を誘導する業務を受託者（以下「乙」という。）に委託するもの。
- 3 委託期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日（2 年間）
- 4 履行場所 高岡市二塚 387-1 富山県済生会高岡病院内
- 5 駐車スペース 192 台（軽・普通車 182 台、身障者用 10 台）、他にバスとタクシーの乗降場所あり
- 6 業務内容
 - (1) 業務時間並びに人員
 - ・当院の稼働日（平成 31 年度は 241 日）である月曜日から金曜日までの午前 8 時 00 分から午前 12 時 00 分を委託業務時間とする。
 - ・2 名体制により業務を行うものとする。なお、警備員が欠勤する場合は、遅滞なく補充要員を手配し、業務に支障のないようにすること。
 - (2) 業務実施上の留意点
 - ・警備業法に基づく服装（制服）を着用すること。
 - ・駐車場内の入口、出口付近の整理整頓に留意すること。
 - ・駐車場が満車の場合、駐車待ちの車が路上出入口に渋滞しないように敷地内スペースの活用を図ること。
 - ・駐車場で異変に気付いた場合や業務の履行に関して来院者等とトラブルが発生した場合、病院担当者に直ちに連絡し、指示に従って対応すること。
 - ・病院の規定（「敷地内禁煙」等）を遵守すること。
- 7 受託者の責務
 - (1) 一般的注意事項
 - 乙は、本業務を遂行するにあたって、履行場所が公的医療機関として住民に適切な医療サービスを提供するところであることを認識し、身だしなみ、言葉遣いなどに十分配慮すること。

(2) 守秘義務

乙は、本業務上、直接・間接を問わず知り得た甲の業務内容及び個人情報等について、一切他人に漏洩することのないよう、関係法令を遵守して契約の履行に当たるものとする。また、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

(3) 統括責任者の選任

乙は、乙の従業員のうちから本業務を統括する責任者（以下「統括責任者」という。）を選任し、甲に届け出なければならない。

(4) 統括責任者の責務

統括責任者は、本業務を遂行するにあたっては、甲の担当者と常に連絡を密にし、必要な報告を随時行うとともに、業務従事者を指揮監督するものとする。また、総括責任者は本業務を遂行するにあたり、不測の事態が発生した場合、速やかに必要な措置をとり、甲に報告するものとする。この他、甲から指導等があった場合には、迅速に必要な措置を取り、その結果を甲に報告するものとする。

(5) 業務従事者の指導教育等

乙は、業務従事者に対して、本業務を遂行する上で必要な教育訓練を行わなければならない。また、定期的に健康診断を行って業務従事者の健康管理に留意すること。併せて甲の施設で業務する従事者の名簿を甲に提出するとともに、その業務従事者に名札を着用させること。

8 実績報告書の提出等

乙は、本業務について、勤務実施毎に実績報告書を甲に提出し、本業務の履行状況について甲の確認を受けなければならない。

9 委託料の請求

乙は、前項の確認終了後、甲の指定する方法で当該委託料を請求するものとする。

10 履行場所の確認

本業務を行おうとするものは、契約締結前に履行場所を確認し、必要な業務の手順等を把握しておくこと。

11 再委託の禁止

乙は、本業務を自ら行うものとし、他の物にその処理を再委託してはならない。

1 2 入札金額について

- (1) 契約は単価契約とする。
- (2) 入札に当たっては、警備員 1 名当たりの時間単価（消費税抜き）で入札し、その最低額で入札した業者との間で契約するものとする。

契約時間単価

富山県済生会高岡病院正面駐車場内車両誘導業務

契約期間 平成31年4月1日から平成33年3月31日

入札金額	1名当たりの 1時間単価（税抜）	千	百	十	円
------	---------------------	---	---	---	---

（上記金額には、消費税及び地方消費税の額は含みません）

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

受注者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等による特定の個人を識別することができるもの（他の情報を照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 取得の制限

受注者は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第3 秘密の保持

受注者は、委託事務を処理する上で知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第4 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承認があるときを除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第5 安全確保の措置

受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 従事者への周知及び監督

- 1 受注者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後において、当該委託事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことを周知しなければならない。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7 複写又は複製の禁止

受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8 資料等の返還及び廃棄

- 1 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 受注者は、委託事務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報記録された資料等（前記1の規定により発注者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 取扱状況の報告及び調査

発注者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受注者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第10 指示

発注者は、受注者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

第11 事故報告

受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第12 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、発注者が負担するものとする。

第13 名称等の公表

発注者は、受注者がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受注者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受注者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第3の規定に違反し秘密を漏らしたとき。
- (2) 第4の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。
- (3) 第5の規定に違反し必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

コンプライアンス推進のお知らせ

(事業者の皆様へ)

社会福祉法人恩賜財団済生会(以下「済生会」という。)では、平成22年5月27日付で「社会福祉法人恩賜財団済生会 法令遵守規程」(以下「法令遵守規程」という。)を制定し、平成23年1月1日から施行してコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

コンプライアンスの推進においては、済生会の役職員がコンプライアンスの重要性を認識して職務遂行に当たることはもちろんのこと、済生会の業務活動にとって欠くことのできない取引関係にある全ての事業者の皆様がこの取組みを御理解され、御協力いただくことが不可欠です。

事業者の皆様におかれましては、下記及び添付いたしました「法令遵守規程」を御理解いただきますとともに、貴社に所属する従業者の方々が済生会の業務に従事する場合に、この規程が適用されることを御周知いただきますようお願いいたします。

記

1 法令遵守規程制定の趣旨

済生会は、医療・福祉を総合的に提供する我が国最大の社会福祉法人として、全国で事業を展開し、済生会役職員約49千人に加え、取引関係にある事業者にも所属する多くの従業者(以下「役職員等」という。)が業務に従事しています。

全国で済生会の業務に従事する役職員等が職務遂行に当たり、全ての法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重し、済生会の業務活動が高い倫理性を持って行われることにより、利用者の信頼を確保することで社会福祉法人として社会的貢献を果たしていくため、法令遵守規程を制定いたしました。

2 法令遵守規程の主な内容

(1) 法令遵守規程の対象となる役職員等について(第2条関係)

法令遵守規程第2条第3項で、この規程が適用される対象者として「『役職員等』とは、本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者」と規定していますが、本会の契約先の労働者には、業務委託契約(医事事務委託、給食調理業務委託、清掃業務委託、設備保守管理業務委託等)により済生会の施設等において業務に従事する受託事業者にも所属する従業者の他に、物品購入契約及び工事請負契約など済生会との間で取交わした全ての契約の事業者にも所属する従業者が対象となります。

(2) 法令遵守規程の対象となる業務活動について(第5条関係)

法令遵守規程第5条第1項では、「役職員等は、本会の業務活動の実施、経理事務の遂

行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。」と規定され、全ての支部・施設等における業務活動が法令遵守の対象となります。

また、第2項では、「業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。」と規定され、法令等の規定に基づくデータだけではなく、業務活動において作成・取得・記録・保存される全てのデータ(文書・図画・写真・フィルム・電磁的記録等で媒体の形式を問わない。)も対象となります。

(3) 利益相反について(第7条関係)

法令遵守規程第7条では、「本会の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。」と規定し、済生会の利益を損なうような活動を禁止するとともに、法令を遵守することにより、社会福祉法人として事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に適切に対応することを目的としたものです。